

## 第5回蒲生干潟自然再生協議会議事要旨

日 時：平成18年6月18日（日）

13：30～16：00

会 場：中野コミュニティー・センター

大広間（千鳥1）

### 議 事

(1) 蒲生干潟自然再生全体構想（案）について

第3章：自然再生の考え方と自然再生目標

第4章：目標を達成するための取り組み

第5章：役割分担

(2) 七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画（案）について

(3) その他

砂浜環境の自然再生実験経過について

各部会の構成員について

### 1 開会

### 2 会長挨拶

#### 【澤本会長】

前回まで、自然再生全体構想の第1章、第2章について議論した。津波対策に関しても皆様の意見を伺って協議を進めてきた。また、コアジサシの営巣実験についても議論いただいた。

今ここで議論している内容は、いわゆる蒲生干潟の自然再生事業の部分と、津波対策の部分と、2つの事業を密接に絡め合いながら進めている。大枠として早く決めて動き出した方が良い部分と、細かく配慮しなくてはならない部分があるが、津波対策については、地元の要望等もあり、できるだけ早く進めたい。ただし、階段、街灯をどうするかといった細部については、自然再生事業の方で、各部会で検討していく。そのような手順が効率的であると考える。

時間が限られているので、できるだけ効率的に、決めるべきところは決めて先に進め、それで更に詰めるべきところは各部会等で詰めていく、そのような形で進めていきたい。よろしく協力をお願いします。

### 3 委員の紹介

資料 1 第5回蒲生干潟自然再生協議会出席者名簿 参照

### 4 議事（澤本会長が議長として議事を進行）

#### 【澤本会長】

議事内容の順番を変えて、「七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画（案）について」を先に討議いただく。

前回の協議会で河川課から堤防の法線、構造の案を示していただき、皆さんの意見を賜った。場所によっては後ろに下げた方が良いという具体的な意見もあり、それに対し、前回の議論を含めた修正の案が河川課から出されている。事務局から説明をお願いする。

(2) 七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画（案）について

【宮城県土木部河川課】 資料 4 七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画（案）について説明

（以下、河川課と記載）

【澤本会長】

各委員から寄せられた提案、質問等に対して、河川課が修正した案である。いろいろな意見があり、こうすればこうなるし、ああすればああなるという点を持った意見もあるが、皆さんの意見をできるだけ採用しながら、まとめていきたいと考えている。質問、意見等があれば、発言願いたい。

【上原委員】

区間1の配置について、マツ林の背後は私有地であるので延長できないという理由で、そのような案は載ってない訳だが、この空間は非常に大事な場所であることは、どなたも思われることだと思う。マツ林の背後が私有地であることは分かるが、土地の持ち主に堤防をこの背後に回したらどうなるかということは相談したのか。

もう1つ、計画図の最後の比較図には、マツの数が殆ど減らないように示しているが、下のマツ林の背後に配置した図では、かなりマツ林の中に食い込むような図になっている。現地で見ると、後側にあるマツはまだ小さいが、前面の干潟側のマツは比較的大きなマツで空間が構成されている。そういった理由で、河川課の説明には納得がいかない。

また、この堤防は大事なものであるが、蒲生干潟にとっては今までにない劇的な変化だと思う。蒲生干潟の自然再生事業よりも大きなインパクトを与える工事だと思う。もう少し環境についても配慮してほしい。例えば今の区間1だと堤防の幅を広くしないで、狭くして、同様の機能が果たせるようにできないのか。

【河川課】

土地所有者との調整の件だが、マツ林（保安林）は町内会が管理する共有地である。蒲生干潟の津波対策懇談会において、この保安林については極力保全しよう町内会から申し入れがあった。また、保安林の背後の乗馬クラブとの境界についても確定していないため、乗馬クラブ側にどれだけ堤防を寄せることができるかというところが、まだ不確定である。そのような町内会等との調整の結果、このような形で提案させていただいた。

また、堤防の構造をもう少しコンパクトにしたらいいのではないかといった意

見に関しては、土で台形型に作り、海側を護岸で防護した上で覆土する。また、天端には舗装を行い強固なものにする。このことにより、万が一、津波が堤防を越えてしまった場合でも、被覆した護岸、舗装により堤防の一瞬の決壊を免れることができる。ある程度津波に対して時間を稼ぐことができるということも考えられる。そういったことから、通常の堤防の形である土堤構造型式プラス護岸という考えで設計している。

【上原委員】

マツ林をできるだけ残してほしいという地元からの要望でこのようになったというが、堤防はマツ林の後側に配置した方が残ると考える。現地へ行って見ればすぐに解ると思うが、いかがか。

【河川課】

クロマツの本数を現地で数えているが、蒲生干潟の干潟側に配置した場合は、影響を受けるクロマツが約180本、背後に配置した場合には約200本という調査結果が出ている。影響するクロマツの本数があまり変わらないことと、先程の用地の話、また、写真を見るとクロマツの高木が背後側にあり、干潟側の低いマツを伐採し、背後の高木を残した方が、背後の蒲生干潟の空間を形成する上ではよるしいのでは、という考えで干潟側に堤防を配置している。

【上原委員】

今の説明は逆ではないか。この案だと、本数は正しいかもしれないが、高木が減ってしまう。

【河川課】

この写真では、左側が蒲生の干潟側、右側が背後地側になっている。マツ林1本1本の高さまでは調査してないが、写真を見た限りでは、背後地側にマツの高木が存在するのではないかという考えを持っている。

【上原委員】

現地を見れば分かるが、全然高さが違う。背後地側には1メートルもないようなクロマツがたくさんある。干潟側の十何メートルのマツと比べてみれば、明らかである。

【片桐委員】

保安林は、蒲生町内会の土地である。昔、何名かの共有地となっており、今も当時の代表者の名前になっている。現在では、子、孫と枝葉が分かれてしまい、承諾の判を全員からもらえない。そのため、県に売ることができない。町内会の土地であることから、総会において県に永久に貸与するという事で、町内会の代表には了解をもらっている。

堤防が後ろに下がった場合に、確かに乗馬クラブとの境界が明確になっていない。乗馬クラブの土地は昔は池だったため、谷地の状態でかなり低い土地となっていた。正確には、その当時の堤防区域の法面が境界であるが、境界杭などは一切ない。乗馬クラブの区域に堤防を配置した場合には、おそらく乗馬クラブの事業者は、その代替地を見つけるよう県に強く要望してくると思われる。そのような場合、堤防の工事が遅れてしまう。私も、地元としても、県との約束どおり平成20年度で完成という目標は譲る訳にはいかない。

人命が伴い、さらに専門家が30年以内に99パーセントの確率で地震がやってくるということを考えると、町内会としては、工事期間がそのような理由で遅れるということには強く反対する。

予定どおりに完成であればいいが、堤防が乗馬クラブの方に配置された場合にはそういうことが加味されてくるので、この地区の7町内会長での打合せの中でも、県の案どおりで賛成したいということまでまとまっている。

#### 【竹丸委員】

堤防の幅が全部で18.2メートル必要となっているが、半分の9.1メートルで済むのではないか。

津波が堤防を越えた場合のことを考えているといった説明があったが、一番先の計画時には3.8メートルの津波シミュレーションにより、4メートルに高さを設定したと説明していた。4メートルでも津波には対応できないということであるのか。

#### 【河川課】

堤防の断面については、通常河川堤防として整備する台形型にしている。堤防の斜面の勾配については、2対1の勾配である。それを標準的な形として考えている。高さについては、河川の堤防の河口部の高さが4メートルということで、同じ高さで計画しており、たまたまこの地区の想定津波高が3.8メートルということで間に合っていると考えている。津波は自然現象であることから、それを越える津波がないとは限らない。そうなった場合に、このような大きな断面があると、まずは前面、天端は守られる。津波が越えた背後側から侵食を受けるので、堤防が全壊するまでの時間が稼げるということであり、その間に背後に住んでいる方々が避難できる時間が稼げるという訳である。また、堤防が前面にあり、その後側に樹林帯が存在すると津波そのものに対して緩衝緑地となることから、背後の住宅等に対する被害もある程度軽減できるのではないかと考えている。

#### 【澤本会長】

補足すると、堤防というのは高さがあればそれで十分、というのではなく、安定して存在するには、十分な底の幅がないと保つことができない。そのため、いわゆる標準断面というのが決まっている。堤防の後ろ半分がいらない、そういった構造物ではないと考えてほしい。

また、自然災害の場合、必ず想定を超えるものがいつか来る。その時、想定を超えた途端に全く津波の対策が成り立たなくなるような施設では困る。超えた場合でも粘り強く被害を小さくするような構造物というものを考えていくことが必要であり、こういった標準断面が計画されている。

一部の区間でどうしても対策がとれない場合には、その部分だけ別の対策を考えるというような考え方ができるが、一般的に対策がとれる場合には、この部分は弱くても良いといった考え方は、地元に対して理解が得られない。そのような類の施設であるということも認識いただきたい。

#### 【三浦委員】

只今議論があったように、土地の関係上、後ろに引きにくいという状況がある。上原委員の話のように、マツの本数をできるだけ生かしながら、高さをキープし、強度を同じにするということであれば、いわゆる構造系で対応せざるを得ない状況になってくる。土堤型からいわゆる特殊堤型に変更せざるを得ない状況が生まれてくる。さらに、地元の方々に約束している平成20年度まで完成するということ、目指していきたい。

工期については絶対守らなければならないと考えており、今年の秋口から工事用道路の関係は現地で着手せざるを得ない状況に迫られている。できれば、この夏に、その構造系の堤体をもう一度考えさせていただき、委員の皆様にご相談させていただき、選択していただきたいと考える。地元の方々や、各委員とも相談させていただきたい。

#### 【鈴木委員】

資料4の2枚目の裏にケース2の代表断面図があるが、陸側は、現在あるマツ林の後方の水路をそのまま生かした設計となっているが、排水路そのものは現在殆ど機能していないので、堤体をこの位置にしているというのは、乗馬クラブとの境界が不確定だからその位置になっていると理解してよろしいか。それとも、もう少し後側の方へ移動して現在の堤を配置すれば、陸側にずれるので、そういったことが、先程の竹丸委員や上原委員の意見だったのではないかと。

#### 【河川課】

ケース2の代表断面は、背後の境界が確定していないことを踏まえ、水路から前面の蒲生干潟側については明らかに保安林ということが分かるので、その位置から堤防を築いた場合の断面図を描いたものである。

#### 【澤本会長】

区間1の案については、先程の三浦委員の発言で、もう一度練り直すということである。

#### 【平吹委員】

先程会長から、この協議会では自然再生事業と津波対策事業の2つを、整合性・合理性をもって同時進行で検討していきたい旨の話があったと記憶している。堤防に敷設される管理用道路についても、干潟の自然再生・管理にとって有効に働くような構造・ルートを考慮していただきたい。

以前に干潟を一周した際、干潟の奥部には大きな漂着物やゴミがたくさんあったし、ヤブ状の竹林や低木林もあった。例えば、そういうものを除去する際の手だてやルートを、あらかじめ考慮して設計することが得策と思われる。

#### 【河川課】

河川管理者としても、堤防を管理するための管理用通路が必要となる。仙台港側は陸域のトアスチール側に堤防が接続するので、仙台港側からは入れないと考えている。すると、反対側の七北田川の方から一方通行で入ってくることになる。そのため、堤防の天端を利用して管理することを考えており、仙台港側についてはトラック等が一方通行で入ってきた場合に回転できる場所を確保することを考えている。また、堤防を築くと蒲生干潟側は河川区域となり、この干潟内のゴミの収集について運搬等が必要となった場合は、堤防から人が降りてゴミを収集することも考えられるため、階段護岸等も考えていく。堤防から蒲生干潟側に、護岸と兼用の階段を作り、そこから降りてゴミを収集することも可能である。階段護岸等の場所の選定については、今後協議会の中で議論していただきたいと考えている。

#### 【三浦委員】

今回の津波堤防案の中で考えているのは、堤防の管理の話と工事用道路を兼ねた仮設道路の話である。津波堤防の管理を優先的にイメージしており、唯一、干潟の出口とか七北田川に接する所は、先程のマップで園路3メートルくらいを残してゴミを掃除できるようなスペースを確保するという格好になっている。奥地の監視のための通路については、津波型堤防の中では考えが及んでいないところであり、この協議会の中で是非検討いただきたいと考えている。

#### 【日下委員】

環境に配慮した検討、見直しということで、区間1について、竹丸委員から話が出た防潮林部分に対して、もう1回検討が及ぶということによろしいか。

#### 【三浦委員】

先程までの議論を集約すると、土堰堤型の場合は、クロマツ防潮林の前か後かの選択の議論になってしまう。かつ、いずれの場合でも200本ほどのマツ林は伐採せざるを得ない。干潟との間を縫うのであれば、土堰堤型でない構造を検討せざるを得ないという判断である。あえて特殊堤という言葉を使ったのは、そういうつもりである。安定上もしっかり、構造上もしっかり検討させていただき、次回提案できればと思っている。

**【郷右近委員】**

只今、議論の中心になっているマツ林の件であるが、蒲生周辺はものすごいスピードでマツクイムシの被害が進んでいる。蒲生干潟の場合、他の区画から離れているので比較的残っている。直感的であるが、マツノマダラカミキリなどの被害が少ないので、かろうじて残っているように感じる。

干潟側の高いマツと背後地の低いマツであるが、実質的な年数を是非調べていただきたい。そんなに経っていないはずである。同じ撤去するにしても、できれば樹木の専門家に質を検討していただきたい。最初の方にある環境影響調査という項目の中にも入るのではないかと思うので、その辺を是非お願いしたい。

**【澤本会長】**

地震対策については、区間1は、もう少し練り直しする部分があり、次回まで検討するという事で理解いただきたい。

区間4については、前回の協議会の意見を基に後側に下げるといった形になったが、この案はこれでよいかと思う。また、区間2、3について、民地の買収の問題もあるが、この案のままでいきたい。また、特に直線にしたから干潟にとって良い、あるいは津波対策にとって良いということはあまりないと思われるので、この区間はこの案のままで良いと考える。他に意見がなければ、次の議題に移りたい。

(1) 蒲生干潟自然再生全体構想（案）について

- 【事務局】** 資料 2 蒲生干潟自然再生全体構想（案）について説明  
第3章：自然再生の考え方と自然再生目標  
第4章：目標を達成するための取り組み  
第5章：役割分担 の修正項目を中心に一括して説明

**【澤本会長】**

第3章以降については、以前から説明を受けていたが、皆さんから意見を伺うのは初めてである。以前は自然再生事業というと、「何年代の蒲生に戻すのか」という議論もあったが、今回の案は具体的に何年代という記述はしていない。昔はコアジサシがたくさん来ていて、そういった時代をイメージしながら戻しましょうという案になっている。3章、4章、5章どこでも結構なので、発言いただきたい。

**【上原委員】**

36ページの自然再生目標の中で、現在の干潟と将来復元する干潟の大体の位置に印があるが、潟奥部の部分の底質がかなり泥水化していて、その区域を浚渫してみるとということもあったが、その件についてはどこに記載されているのか。

【事務局】

42ページの中・長期計画による取り組みの中で、人工干潟の創出、澁筋の掘削、堆積砂の除去などの対策を提案している。

【上原委員】

36ページには、澁筋の部分がどうなっているのかという説明が何も無い。

【事務局】

全体構想では、自然再生の区域、自然再生の目標、役割分担を決める。そして役割分担に基づき、それぞれの実施計画を作成することになる。多様な生物を育む干潟の保全、そういった実施計画の作成段階で、越波防止堤であればどの区域まで設置するとか、実施計画の中で明記していくことになるので、今回の全体構想の中では、澁筋の掘削する区域までは明記してない。

【竹丸委員】

先程、目標のところではコアジサシがたくさん繁殖していた頃という漠然とした道筋になっていたけれども、私がここに携わって45年になるが、昭和53年頃がシギ・チドリの最盛期だった。シギ・チドリの標識調査を実施していたが、実際に捕まえるのは全体の10パーセントに満たない、ほんの僅かであり、この時は1年間で380羽くらいに標識し、放鳥していた時代である。昭和53年くらい、約28年前の環境に戻すことは不可能であるが、どのようにしたら近付けることができるかというような、28年前くらいの時期を自然再生の目標としてはいかがか。

【澤本会長】

その頃をイメージして、記述されているということで、あまり具体的な年代を書いてしまうと、逆にその時の堤防の高さだとか、その時の植生がどうだったという話にまでなってくるので、だいたいのイメージで良いのかなと思っている。

逆に、昭和50年代と明記すると、かえっているいろいろ不都合が出ることもあるのではと思っている。

役割分担については、一応皆様方の了解を得ているということであるが、話が進んでくると組み替え等があってもよいと考える。維持管理計画については更に柔軟に設定するものとするということで、まだ流動的ということである。目標があって、具体的な話をどのように行っていきたいということは、この文章からは理解できると思う。

【上原委員】

目標を達成するためには、金もかかるし、今後永続的にやっていく必要があり、維持費なども必要である。どのような対策がボランティアで、どのような対策に

対して行政側が金を出すというようなことを教えていただきたい。

**【事務局】**

43ページの維持管理計画の中に想定される項目を記載している。県内部では、自然再生施設の越波防止堤や導流堤など、そういった再生施設の維持管理については自然保護サイドで維持していくことを考えている。

今、議論いただいている堤防工事に係る河川堤防の維持管理であれば河川課で、河川の維持管理としてやっていく。砂浜の海岸保全区域内の堆積ゴミなどに関しては港湾サイドで収集していくといった形で、役割分担を考えている。

今後こういった取組が出てくるかによって、どのように干潟を保全、また管理しながら利用していくのか。具体的に賢明な利用とか、そういった部分でどこまで利用させるのか、こういった形で保全していくのか、そういったものを検討いただきながら、行政、各主体、市民の方の役割分担についても、もう少し深く定めていきたい。

**【日下委員】**

自然再生協議会の位置付けというのは、この計画を推進するための協議会と捉えてよろしいかと思うが、維持管理についてはまだ主体がはっきりしていない。自然再生協議会を発展させて、さらに管理主体として残すものなのか、あるいは地域、利用者や専門家の皆さんで管理主体として進めていくのか。そういったことに関して、これから具体的に見える形で議論し、決めていただければと思う。

問題なのは行政のスタンス、国、県、市、いろいろと整備上のスタンスもあるかと思う。河川管理、あるいは築堤の管理については、自治体として県等が関わっていくと思うが、それ以外の監視、あるいは除草などのできる場所は、どんどん「民」に対して任せて、その管理の範囲の中で環境保全も理解してもらおうということを積極的に進める時期ではないか。そういう自然再生推進法の目的に沿った試みを先進的にやっていただくということをお願いしたい。

**【片桐委員】**

維持管理の問題が議論されているが、町内会の関係で質問しておきたい。事務局の説明によると駐車場という言葉が何回も出てきたが、これは町内会の土地であって駐車場という言葉は一切使っていない。勝手に外部の人が使って、「駐車場があんなことで、町内会は何をやっているんだ」というお叱りも受けたことがある。今後、津波対策により埋めてもらうのは非常にありがたいが、その埋めた土地を県の方で駐車場として使うのかどうか。経費の件も出てくると思うので、検討をお願いする。

**【事務局】**

地元町内会としては、駐車場を行政側で管理していただきたいという要望でよろしいか。

【片桐委員】

そうではなく、非常に金額は少ないが、あそこに税金を払っている。そこを加味して、県の方で管理するのならば、金銭的な面も含めた回答が欲しい。

【澤本会長】

民地を県が勝手に使うということである。相応の対応があって然るべきではないか。それを放っておいて勝手に将来計画を議論してもらっても困る。住民側からの強い意見である。

【事務局】

この件に関しては、その他の事項で説明したいと考えていたが、今後の進め方として、資料6で、平成18年度の進め方を記載している。今後、協議会の中で全体構想を協議いただくとともに、各検討部会に分けて考えていきたいと考えている。その中で利用計画検討部会といった形で、鳥獣保護区としての蒲生干潟及びその干潟周辺の施設をどういった形で利用していくか。駐車場も便益施設として必要であるし、以前話があった街灯、トイレの問題、若しくは管理に際してもっと必要な施設があるかも知れない。そういったものも駐車場だけではなく、全体的な利用計画といった中で策定していきたいと考えている。

その中で、どういった施設を配置していくかといったことが決まってくれば、行政側でどこが管理していくとか、若しくはNPOにお願いしていくとか、そういった管理の手法についても、その時点で決めていきたいと考えている。

【澤本会長】

くれぐれも地元失礼のないように進めていただきたい。

【鈴木委員】

42ページ、中・長期計画による取り組みの(1)に人工干潟の創出があるが、短期計画の予定をこちらの方に移したということであったが、自然再生事業でやっていく事は、順応的管理ということがあって、ここは人工干潟の創出となっているが、人工干潟を作るといってもなくとも、現在は澁筋が消失してしまって奥の方の干潟が出にくい状態であって、つまり人工的に干潟を出すということではなくて、澁の整理をすることによって奥の方の干潟が干出しやすくなるということもある。それを只1つ人工干潟でまとめてしまうのは、やり方としてはおかしい。

また、(3)で鳥類の生息地保全とあるが、蒲生干潟にとって鳥類というのはコアジサシ、コクガンはもちろんであるが、シギ・チドリの飛来量が非常に大きなポイントであって、シギ・チドリの採食・採餌の場所を増やすということであれば、干潟の干出をより良くするという操作手順が従前考えられることだと思う。そうすると段階的に人工干潟として砂を掘ることではなくて、まず澁筋を掘削し

て、どのように変わっていくかということを見てみるという段階的なことが必要となってくるので、澁筋を掘削するなりして干潟の干出をもっと出るようにしてみようということは短期計画の中に入れて、段階的にやっていくとか、そこら辺の見直しが必要ではないか。

#### 【事務局】

澁筋の掘削、どの区域にこういった部分で配置するかといったものは、実施計画の中で位置付けられてくることになる。砂浜環境の自然再生実験といった位置付けでコアジサシの生息地域について、今年3月から実験を行っており、仮実験的なものは、実施計画に入る前に十分に取り組みはできる。その結果を持って実施計画の中で、どの区域を、どの幅で、こういった形で削澁していくのか。そういったことも実施計画の中で位置付けることになる。ただ、先程話したように平成20年度までは築堤工事が入るので、そういった実験にしても、築堤の部分と干潟の部分と同時に行うのではインパクトが強いのではないかと考えたを持っている。そういった実験であれば問題ないだろう、若しくは河川の区域であれば問題ないだろうと。そういったことを、実施計画を検討していく中で議論いただければ、場合によっては仮実験的に浚渫などはできると考える。その時点で実施計画を見直して短期計画に入れ込むといったことも可能である。

#### 【澤本会長】

固定した目標ということではなくて、短期・長期の計画もいろいろ変わってくるし、実験しながら、あるいは学識経験者の話を聴きながらということで、柔軟であることと解釈してよろしいかと思う。

#### 【上原委員】

本格的な計画ができあがる前に、今の段階からやっていただきたいことがある。資料6の裏側にコアジサシの営巣地を試験的に囲っているという計画が載っているが、こういう形で是非やっていただきたい。それは導流堤の水門の所にカキ殻がビッシリ付いて、水路の断面がものすごく狭く、浅くなって水の出入りが非常に制限されている。本来の手水門の開口部の面積の半分くらいになっている。貝殻を除いてキチンとした断面にして管理を続けていただきたい。そうでないと、あの前の砂州などが、水の勢いが弱いため全然移動しなくなり、非常に水の出入りが制限されている状態で、入った砂も出ないとか、そういうこともある。5年くらい前からお願いしていたが、是非実施してもらいたい。

#### 【事務局】

今年度、実験的な調査として、ほ乳類調査を想定している。前々回片桐委員からほ乳類の影響についての調査がないといった発言があったので、今年度実施する予定としている。もう1つ、これまで地形とか底生動物、鳥類、そういった調査を行っているが、それぞれのデータを総合的に活用するため、今までの調査内

容をデータベース化したいと考えている。もう1つは越波防止堤。今後、砂浜環境の自然再生を検討していくことで越波防止堤をどの範囲まで設置するかということこれから具体的に議論していただく。越波防止堤の打上高とか、越波防止堤の施工範囲とか、検討するための資料を提示したい。もう1つ、仮実験として冬場に想定しているのは、コアジサシの生息地、砂浜においては非常に凹凸が多いという話が前回もあった。仮実験的に海岸部の凹凸を平坦にするような実験をしたいと考えている。これから実施計画を作成する中で必要であれば、カキ殻の撤去、メンテナンスについても一緒に調整していきたい。他にも、実験的に行っておくべきものがあつたら逆に提案いただき、それらを計画的、実験的にやっていきたい。実施するのは、冬、シギ・チドリが帰ってからになるので、それまでどのような対策を実験的に行っていくかを討議いただきたい。

**【澤本会長】**

この協議会で発言いただいても、直接事務局に連絡していただいても結構である。より建設的なテーマをお願いしたい。

**【郷右近委員】**

今、事務局が話したことについて、是非検討していただきたい。一種のモニタリングだが、砂浜の砂丘の部分が、確かに凹凸が結構出ているのは分かるけれども、あの蒲生干潟の砂浜だけでなく、仙台湾全体としての砂浜のモニタリングを実施しておかなければならない。今日は田中委員が欠席なので、直接伺いたかったが、経験的に、ここ5、6年くらい三陸の方から海岸部が気になり、自分なりに見て歩いているが、この2、3年急激に浜が痩せてきている。七北田川河口の砂の堆積と浜が無くなるという関係が、すごく早まっている。その辺は是非押さえておいて、あそこの砂浜が後退しても前進しても、毎年定点観測的に行う時期に来ていると思う。是非お願いしたい。

**【澤本会長】**

その辺のデータは田中委員が持っている。それから県の仙台東土木事務所と協力しながら田中委員の研究室で、たくさんデータがあるので、その辺を田中委員に教えていただければと思う。

**【平出委員】**

42ページの中・長期計画による取り組みで、3つの取り組みがあるが、4つ目として蒲生干潟の取り組みの全国への情報発信を入れていただけないか提案したい。干潟は渡り鳥の中継地ということで、蒲生干潟だけでは生き残ることができなくて、日本全国の同様な環境が失われていることから、全国的に発信することにより、ネットワークを組んでいく必要がある。以前、吉野川の干潟のことを話したが、蒲生干潟の実績といったことも、全国的に発信できるものがたくさんあると思った。これから経年的にモニタリングをやっていく、いろいろなことを

実験的に実施していくという話が出たので、全国的に見ても参考になる事例が多々あると思う。45ページに研究成果の公開という項目があるが、これを蒲生干潟の中・長期の大きな目的・目標にできないのかという提案である。

**【事務局】**

中・長期計画の取り組みの中に具体的に全国的なシギ・チドリのネットワーク体制を構築していくことを入れる。若しくは蒲生での活動、取組内容を分かりやすいように市民に広報する、市民参加を促すなど、そういった部分を記載することでもいいか。

**【平出委員】**

仙台市、蒲生干潟の周辺に住んでいる人たちに対する啓蒙活動、環境教育という観点が既に1つある。そういう地域の話だけではなくて、日本全国に情報を発信できないか。今の段階でも発信できる情報があるし、これからモニタリングをしていく中でいろいろな事が分かってくると思う。情報公開はしていくと思うが、さらに積極的に、蒲生干潟がリーダーシップを発揮し、情報発信の基地になるような、そういう仕組みができないのかということである。

**【事務局】**

環境教育、市民参加といった部分に関しては、再生計画の中には位置付けてないが、40ページの取組の関係図の維持管理計画の中に、維持管理の項目として、通常の維持管理とモニタリング、環境教育等の活用を考えている。具体には再生計画の観察施設の設置等との連携になってくるが、環境教育の活用を図っていくことを全体構想の中には位置付けている。

資料6の今後の進め方の中で、環境教育と市民参加を検討する部会で、そういった計画を策定する予定である。ハード部分の実施計画と同様に、環境教育や市民参加の普及促進を行っていく計画を、仙台市環境局が支援の担当部局となって、実施計画として位置付けていきたいと考えている。

**【平出委員】**

40ページの図4-1-1に今後の取り組みを達成するためのフローがあり、評価とかフィードバックが一番下に書いてあるが、この委員会が残るのか、また発展的に解消して別の組織に受け渡すのか分からないが、評価・フィードバックの役割が、そういう部署・窓口に残っていくと思う。そういったところが情報を発信する役割も含めて担っていけばいいと思う。

**【澤本会長】**

図4-1-1の評価・フィードバックの矢印が、目標を達成するための取組の枠の中、蒲生地区だけの話になっているものだから、枠の外に、全国的に情報も発信するし、あるいは協力できるような所があれば、そういう所とネットワーク

していく。そういうことも書いておいていただきたい。

今日の議論を基にして次回までに修正して、また議論したい。

### (3) その他

砂浜環境の自然再生実験経過について

【事務局】 資料 5 砂浜環境の自然再生実験経過について説明

【澤本会長】

只今の報告に質問等があれば発言願いたい。

【上原委員】

蒲生干潟自然再生通信のようなすばらしい発信がされているが、実際に蒲生に来ている人達は、こういうことを知らない訳である。例えば、多い日は15人も潟の中に入って、貝類を袋いっぱい採っていく。採って良いとか悪いとかを言っている訳ではない。そういうこともこの協議会で議論されるのかも知れないが、今の段階で、蒲生干潟の役割を理解してもらえるようなものを現場に看板として作った方が良いのではないかと。蒲生干潟の役割が分かれば、貝類をあまり採らないようにしようと思う人もいると思う。現在は、蒲生干潟の役割を知らないので採っている人が多いと思う。今の段階から、貝類などが大事な鳥のエサだとか、浄化機能があるとか、そういうことが分かるように看板を立てていったら良いのではないかと。

【事務局】

干潟の中には、潮干狩りの方とか、ゴカイを採る方がいるが、地元の方であれば期限を区切って行うとか、アサリの潮干狩りの後に清掃してもらおうとか、そういった利用についての規約を決めた上で、必ずしもすべて規制するのではなくて、ある程度利用を考えた中で規制をしていくべきと考えている。そういった期間を定めれば、その期間以外に干潟の中に入る、常時搾取するということはなくなると思うので、そういった方法も考えながら周知していくべきと考えている。

【呉地委員】

自然再生実験の中間報告で、コアジサシのデコイを作ったり、シェルターを作ったりとあったが、これはこれでおもしろいし、良いと思うが、自然再生の実験ということで言えば、どうすればコアジサシが蒲生により多く戻ってきて営巣できるかというその道筋をこれから探っていこうというのが目的だと思う。その中で、デコイとか流木のシェルターなどは良いが、それをやったら実際にどれくらい効果があるかということモニターして行って、いろいろ努力する中で最終的にこれが一番いいだろうという視点をはっきり入れてくるのも必要かと思う。

例えば啓発とか環境教育の面では、これは1つの運動としては良いと思うが、いわゆる自然再生実験ということになると、もっと多様なメニューがあって、そ

の中でいろいろモニターしながら可能性の高いものを絞り込んでいく。実際にコアジサシについては、鳥関係の学会に行く結構いろいろな報告がある。例えばシェルターについても、隠れ場所を設置するのはいろいろなタイプのものを実際に試みており、その報告もある訳で、実際に取り組んでいる人達に実際に蒲生に来てもらって、現地を見ながら意見交換という場を作るとというのが一番良い。あまり頻繁にはできないと思うが、そういうことをやりながら、その中で出てきた成果をプラスもマイナスも含めて、先程も情報発信しようという話があったが、そういう中で実際にやったらこういう結果が出たというものを関係者に投げ掛けていけば、実際に頻繁に来なくても、そういうものを通じていろいろ意見などをもらうこともできるし、それを現場で生かすこともできる訳である。そういうことまでやっていけば、このプロジェクトがもっと実り多いものになるのではないかと思う。

#### 【竹丸委員】

コアジサシの実験について事務局から説明があったが、補足的に今シーズンの状況を申し上げる。

蒲生では5羽のコアジサシが確認されたのが最高だったが、それ以降は全然見られなかった。その後は、宮城県の海岸には今のところ殆ど来ていない。昨日も山元町の牛橋河口の方に行ったが、来ていなかったという報告であった。

福島県いわきの夏井川河口には最盛期150羽くらいが来て、30数羽くらいの巣を数えたそうだが、9日の豪雨と高波によってみんな流されてしまったということで、かろうじて8巣だけが残っているそうである。その中で3羽の雛が今のところ孵っているという状況である。

蒲生の場合、一時は偵察的に来たのだと思うが、その後全然来なくなった。なぜだろうということをおいわきの支部長と話したところ、海水温との関わりがあるのではないかと、いろいろ見ていると、海水温が上昇すると同時にカタクチイワシが北上してくるが、そのカタクチイワシが仙台湾の方に行っていないのではないだろうか、そのような教えであった。

こちらの設置したデコイは全部流されたが、2回目の繁殖シーズンが今月中に来る可能性があるため、それに若干の期待を掛けてみたい。

#### 【澤本会長】

たいへん貴重な作業なので、これからもよろしくお願ひしたい。

実施計画については、各作業部会で協議することになっている。どの部会に入るか予め伺っているが、事務局から説明願う。

各部会の構成員について

【事務局】 資料 6 各部会の構成員について説明

#### 【澤本会長】

本日は、自然再生全体構想の3章、4章、5章を議論した。その中に役割分担が出てくるが、確定した段階で更に前に進んでいきたい。

その他

【熊谷委員】

この協議会に大きく関わりがあることで質問したい。環境省から説明を受けたが、鳥獣保護区の特別保護地区について、20年を過ぎて更新時期になるため、いろいろ意見を聴いている状況ということである。仙台海浜鳥獣保護区については、ほぼ現状どおりの面積で更新されるということで問題はないが、肝心の特別保護地区が縮小されるという話を聞いて、たいへん驚いた。具体的には、特別保護地区の中に作られてしまった仙台乗馬クラブの部分の更新に問題があるということで、その部分を外したいという話であった。特別保護地区から外れたとしても鳥獣保護区の中には入っているが、特別保護地区とそれ以外の鳥獣保護区では、法的にも規制が違っているので、今後のこともあり、自然再生の対象区域にもなっており、あるいは干潟の環境にとっても大事な所なので、何とか現状の特別保護地区のまま更新できないかということに依頼し、調べたりしたが、どうにもならないという話であった。何が問題で、本当にどうにもならないのか。あるいはこの再生協議会の中でどういうことを議論していくべきか。できれば環境省の方にその辺の事情を話していただいて、この協議会全員でこの問題を共有し、今後考えていくべき問題としたい。

【澤本会長】

事務局から概略説明できるか。なぜ、ここでは議論しないのかではなく、知識を全員で共有しておくということである。

【事務局】

鳥獣保護区の特別保護地区であり、環境省からも現鳥獣保護法では土地の所有者から認めていただけない時は、その区域は指定できないといった基本方針があるということを説明されている。ただ、鳥獣保護法の中では特別保護地区から外れる方向で進んでいるようだが、あくまでも蒲生干潟自然再生協議会としては、対象区域の中に含めており、重要な緩衝地帯、動植物の移行帯であるといった認識であるので、自然再生の対象区域に含めて考えていきたい。

【澤本会長】

何かできるという話ではないが、こういう状況にあるということを皆さんに承知いただきたい。

【熊谷委員】

環境省の橋本委員から、なぜできないのかという理由をお話しいただきたい。

【橋本委員】

説明があったように、来年の3月31日に鳥獣保護区の期限が来る。延長しようという考えを持っており、現状と同じような形で更新できればということで、関係者に何回か折衝したようである。しかしながら、メリットがないという話のようだが、どうしても同意がいただけない。そういうことで、今回は特別保護地区から外さざるを得ないと考えている。関係者の同意が得られないため、いわゆる鳥獣保護区にはなるけれども、特別保護地区からは外さざるを得ない状況である。理解いただきたい。

【竹丸委員】

日本野鳥の会宮城県支部に環境事務所の案として来ているのには、仙台乗馬クラブの部分が縮小に該当していないことになっている。縮小の対象は、仙台港の南防波堤の所の一角だけが縮小になり、あとは該当していないようになっている。今の話とは違うのではないか。

【橋本委員】

担当する部署が違うが、説明の内容が違うとのことであるが、想定される考え方として、最初は今までと同様の状況で指定を延長したいという話を皆さんに申し上げたのではないかと思う。その後、変更が生じており、時点の違いで中身が違うと受け止められるのかも知れない。

【竹丸委員】

最初に環境事務所の方が説明に来た時に、区域を縮小することには反対すると言っておいたところ、後で正式に文書が来た時に、縮小に該当していなかったため、現状どおり更新されると思って、承諾する旨の回答を提出した。

【片桐委員】

町内会にも環境事務所の方が来て、原則として町内会の全員が集まっていたきたいということであったが、かなり急いでいることもあり、町内会の役員会に来てもらい、説明を受けた。

前の指定の時には、乗馬クラブの場所は、池の状態でヨシが相当生えていた。したがってオオヨシキリあたりの営巣の場所でもあった訳で、現況はまったく変わってしまった。池を埋めた時のことや、土地所有者が誰から買ってどうしたのか分からないが、現在は特別保護地区には該当しないという説明を受けたため、特別保護地区から外すことについて、役員一同が了解する旨の返事をした。

【日下委員】

全体構想の4ページに蒲生干潟権利関係制限図というのがあるが、実際、環境保全地域には指定されていない。今まで特別保護地区の中に入っていた経緯については、昔は湿地帯だったということが入っていたと思うが、抜いた方が良かった

どうかというのは、議論が分かれるところだと思う。

できれば、仙台市の都市計画の中で、ある程度の使用制限について、環境保全のために仙台市の方でこの区域をどういう規制にするかということができると思うが、現況として特別保護地区というのは外さない方が良いのではないかと思う。特別保護地区から外してしまうと、宅地化され、こういったものが建てられるか、非常に問題になり、全体に対する影響ということが大きく懸念される。

できれば、この特別保護地区というのは、環境省の管理者側から政策として、関係者を説得していただくということを是非やっていただきたい。その上で結果として良いのか悪いのかということについては、また、別の次元で話していただきたいと思う。現況としては協議会としても意見があったので、そういう方向性で、行政側としては配慮願いたい。

**【澤本会長】**

我々の議論の範囲外であるので、その辺については、もう少し行政、担当部署の間で意見を詰めていただきたい。

本日は大分時間をオーバーしてしまいましたが、以上で終了する。

6 . 閉会

**【菊地副会長】**

本日は、活発な、建設的な意見をいただきありがとうございました。

全体構想が大体固まってきており、これから具体的な話になる。

自然と人間との係わり合いについては、今日も津波の話があったが、コアジサシの営巣実験のように自然の動きには想定外のことがあったりする。私たちの知識が未熟なところもあるので、その辺もこれから難しい問題になると思う。

これからも、状況を見ながら、自然と対話しながらという、そういう方向でやっていければと思う。よろしく願いたい。